

非常変災時（気象警報発表時）における対応

1 登校前

※事前に学校が想定した場合は「すぐーる」にて指示を行う。それ以外は以下に従う。

- (1) 恵那市に警報が発表されている場合 → 生徒全員 自宅待機
ただし、
 - ①始業2時間半前(午前6時00分)までに解除された場合 → 平常通りの授業
 - ②始業2時間半前(午前6時00分)の時点で警報発表中の場合 → 自宅待機その後
 - I) 午前11時までに解除された場合
→解除された時刻の2時間後から授業を開始
 - II) 午前11時までに解除されなかった場合 → 休校、自宅学習
- (2) 恵那市に警報が発表されていない場合
この場合、学校で授業が行われるが、以下の(ア)、(イ)に従う。
 - (ア) 恵那市以外で、居住地域又は通学路上等の地域に警報が発表されている生徒の場合 → 上記①、②に従う
 - (イ) 恵那市以外で、居住地域又は通学路上等の地域に警報が発表されていない生徒の場合 → 登校

* (ア)、(イ)の場合においても、道路の冠水、河川の増水、橋の破損等で危険な場合や、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合、また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、保護者の判断により自宅に待機させる。これらの場合、出停となるので生徒に必ず学校へ連絡させる。

2 登校中

警報発表を知った時点で、生徒は直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は、学校に登校し、待機してもよい。

3 登校後

- (1) 恵那市に警報が発表された場合 → (生徒全員) 学校に待機
- (2) 恵那市に警報が発表されず、恵那市以外の東濃4市のいずれかに警報が発表された場合
 - (ア) 警報が発表された市に在住の生徒 → 学校に待機
 - (イ) 警報が発表されていない市に在住の生徒
 - I) 危険が及ばない場合 → 帰宅 又は 学校に待機
 - II) 危険が及ぶ可能性がある場合 → 学校に待機

※警報発表後の帰宅について…保護者の迎えがある場合や保護者の事前の同意があり安全に帰宅できることを確認できた場合、学校長の判断の下、帰宅を許可する。
- (3) 警報解除後に帰宅する場合 → 生徒は通常通りの手段で速やかに帰宅する。

4 土日休祭日の部活動等の対応

原則として、上記同様の対応をとる。

5 その他

- (1) 気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報に注意すること。
- (3) 警報が発表されていなくても、公共交通機関（JR中央線、明知鉄道等）の運行状況によって休校となる場合がある。

非常変災時（南海トラフ地震臨時情報発表時）における対応

	調査中	臨時情報 (巨大地震注意)	臨時情報 (巨大地震警戒)
登校途中	登校 (後発地震に注意)	登校 (後発地震に注意)	登校 (後発地震に注意)
在校中	通常授業	通常授業 (学校内のみ)	通常授業 (学校内のみ)
下校途中	下校 (後発地震に注意)	下校 (後発地震に注意)	下校 (後発地震に注意)
在宅中	保護者の管理下におく	保護者の管理下におく	保護者の管理下におく (下記に該当する生徒は、安全が確保できる場所に待機)

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意)が発表された場合、安全に配慮しながら通常授業とするが、被害状況等により休校とする場合がある。その場合は学校緊急連絡メール「すぐーる」にて連絡する。また、授業が行われる場合であっても、以下に該当する場合は登校に及ばない。

- ・ 自宅及び自宅周辺の被害が著しい場合
- ・ 道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合
- ・ 自宅の耐震性が十分でない場合
- ・ 自宅が土砂災害特別警戒区域に立地している場合

その他

- (1) テレビ・ラジオ・インターネット等や学校からの情報に注意すること。
- (2) 公共交通機関（JR中央線、明知鉄道等）は運行状況によっては休校となる場合があります。

非常変災時（震度5弱以上の地震発生時）における対応

1 登校前

- (1) 恵那市で震度5弱以上の地震が発生した場合
→生徒全員 自宅又は安全を確保できる場所
*安全を確保できる場所：安全な親類・知人宅や指定避難所など
【休校及び授業再開等の連絡方法】緊急連絡メール配信及び学校HP連絡掲示板
- (2) 恵那市で震度5弱以上の地震が発生していない場合
この場合、学校で授業が行われるが、以下の(ア)、(イ)に従う。
 - (ア) 恵那市以外で、居住地又は通学路上等の地域で震度5弱以上の地震が発生した生徒の場合 → 上記(1)に従う
 - (イ) 恵那市以外で、居住地又は通学路上等の地域で震度5弱以上の地震が発生していない生徒の場合 → 登校
* (ア)、(イ)の場合においても、居住地通学路上等の地域で、登校に危険が伴うと判断される場合は、保護者の判断により自宅又は安全を確保できる場所に待機させる。この場合、公欠となるので生徒に必ず学校へ連絡させる。

2 登下校中

- (1) 登校途中に震度5弱以上の地震が発生した場合
→生徒は直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難場所等近くの安全な場所に移動し、待機する。
(安全を確保しつつ、学校からの指示を待つ。)
【休校及び授業再開等の連絡方法】緊急連絡メール配信及び学校HP連絡掲示板
 - (ア) 休校の場合、生徒は保護者と連絡を取り、安全なら帰宅
 - (イ) 学校再開の場合、安全確認の上、可能なら登校
- (2) 下校途中に震度5弱以上の地震が発生した場合
→上記(1)登校途中に発生した場合に準じる。保護者と連絡を取り、安全なら帰宅
*生徒は、学校からの安否確認メールに速やかに対応する。

3 登校後

- (1) 恵那市で震度5弱以上の地震が発生した場合
→ 生徒全員 学校に待機（安全を確保し、教職員の指示に従う。）
- (2) 恵那市で震度5弱以上の地震が発生していないが、恵那市以外の居住地に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (ア) 発生した居住地に在住の生徒 → 学校に待機
 - (イ) 発生していない居住地に在住の生徒
 - I) 危険が及ばない場合 → 帰宅 又は 学校に待機
 - II) 危険が及ぶ可能性がある場合 → 学校に待機
※登校後の下校（帰宅）について
・保護者の迎えがある場合や、保護者の事前の同意があり安全に帰宅できることを確認できた場合、学校長の判断の下、帰宅を許可する。
*生徒は、学校からのアンケートに確実に対応する。

4 土日休祭日の部活動等の対応

原則として、上記同様の対応をとる。

5 その他

- (1) 防災情報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 恵那市や居住地又は通学路上等の地域で震度5弱以上の地震が発生した時は、学校からの情報に注意すること。
- (3) 地震の被害がない又は軽微であっても、公共交通機関（JR中央線、明知鉄道等）の運行状況によって休校となる場合がある。